

農地にかかわる省庁
国土交通省、財務省、農林水産省

一般農地と生産緑地

一般農地

使用権、所有権共に個人に所属する。農地にかかわる税金は相応になる。

生産緑地

使用権、所有権共に個人に所属する。農地にかかわる税金は低く抑えられる。

生産緑地解除(買い取り請求)については制限がされる。

解除要件

- 1 耕作者の死亡
- 2 耕作者の疾病、けが等により以後耕作が不可能となったとき
- 3 生産緑地指定より30年が経過したとき

相続税納税猶予制度

生産緑地を(特定生産緑地、旧法指定の生産緑地)生産緑地として相続をするとき農業投資価格で評価し、路線価との差額を猶予する制度。

相続税の確定に関する条項

相続税納税猶予農地の20%未満の確定であれば全部確定とはしない。

確定: 猶予を受けた農地を解除する場合、相続税納税日までさかのぼり本税、利子税を支払うこととなる。

納税猶予の猶予終了日: 猶予を受けた者の死亡時